

## 鹿児島市文化芸術推進基本計画策定委員会設置要綱

## (設置)

第1条 鹿児島市文化芸術推進基本計画（以下「計画」という。）の策定に当たり、必要な事項について検討するため、鹿児島市文化芸術推進基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に関し必要な事項に関すること。

## (組織)

第3条 委員会は、委員16人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 関係団体等を代表する者
- (2) 公募委員
- (3) 学識経験者
- (4) その他市長が必要と認める者

## (委員長等の設置及びその職務)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理し、委員会の会議（以下「会議」という。）の議長を務める。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第5条 会議は、委員長が必要に応じて招集する。

2 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

## (文化芸術推進基本計画策定連絡調整会議)

第6条 計画の原案を検討させるため、委員会に鹿児島市文化芸術推進基本計画策定連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という）を置く。

2 連絡調整会議は、計画の原案を委員会に報告する。

3 連絡調整会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

4 会長は、市民局市民文化部長をもって充てる。

- 5 副会長は、市民局市民文化部文化振興課長をもって充てる。
- 6 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 7 会長の職務及び会議については、第4条第2項及び同条第3項並びに前条の規定を準用する。

(報償金)

第7条 委員（行政機関の職員を除く。）が会議に出席したときは、予算の範囲内で市長が別に定める報償金を支払うことができる。

(庶務)

第8条 委員会及び連絡調整会議の庶務は、市民局市民文化部文化振興課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年7月16日から施行する。

(経過措置)

- 2 第5条第1項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議の招集については、市民局市民文化部文化振興課において処理する。

(この要綱の失効)

- 3 この要綱は、計画を策定した日限り、その効力を失う。

別表（第6条第6項關係）

鹿兒島市文化芸術推進基本計画策定連絡調整会議委員

総務局市長室国際交流課長

健康福祉局福祉部障害福祉課長

産業局産業振興部産業創出課長

観光交流局観光交流部観光振興課長

教育委員会事務局管理部文化財課長

教育委員会事務局管理部美術館副館長

教育委員会事務局管理部図書館副館長

教育委員会事務局教育部学校教育課長

教育委員会事務局教育部生涯学習課長